

第3部 介護保険事業の見込み

第1章 基本的な考え方

1 法改正に伴い新設されるサービス・事業

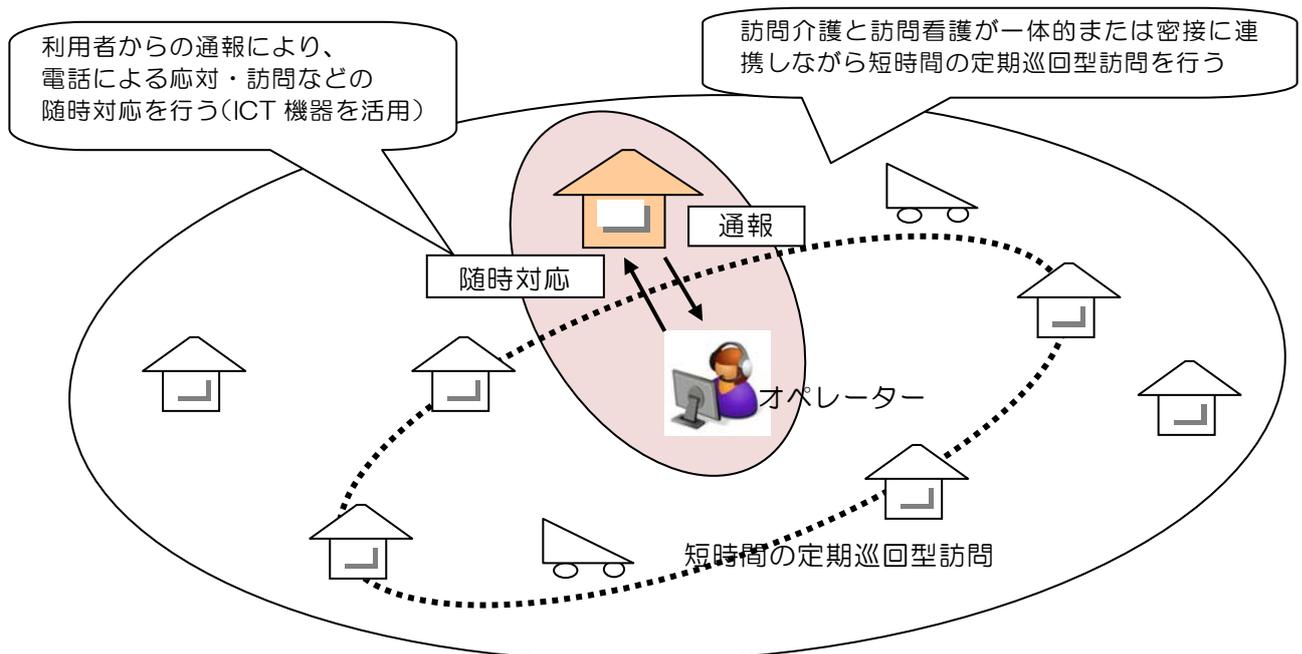
(1) 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス

重度の方を始めとする在宅介護を支援していくためには、日中夜間を通じた介護と看護が連携した対応や、相談や医療系支援も含めた緊急対応が必要になっています。そこで、夜間のヘルパー対応を基本とする夜間対応型訪問介護に加え、この新たなサービスを導入し、在宅介護を支援していく必要があります。

「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス」は、一つの事業所から訪問介護と訪問看護を一体的に提供する、又は外部の訪問看護事業所と緊密な連携をとって実施するなど密接な連携を図りつつ実施するもので、地域の医療機関との連携も重要となります。

しかし、「24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス」の導入にあたっては、事業者の参入意向や人材確保などが課題とされています。西東京市においては円滑な運営、利用ができるよう、近隣自治体とも情報交換を行い、導入に向けて検討します。

図表 26 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスの概要



(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、保険者の判断により、地域支援事業の中で要支援者・介護予防事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度です。

西東京市では、これまで高齢者施策の中で配食サービスや見守り等のサービスを実施し、介護予防事業及び保険外のサービスの充実が図られています。また、生活支援のための新たな社会資源の開拓が必要であることなどの課題があります。

以上のことから、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、現在市で行っているサービスとの整合性を図りながら当面導入しないこととしますが、国の動向等を注視しつつ、西東京市としてふさわしいしくみについて引き続き調査検討を行います。

2 地域密着型サービスの充実

西東京市では、これまでも地域密着型サービスを重視し、積極的な展開を進めてきました。第5期計画においても、平成24年度に整備される介護老人福祉施設や介護老人保健施設ともあわせ、地域密着型サービスの充実に図ります。

安心して在宅生活を送れるための支援としては、第4期計画で導入した夜間対応型訪問介護に加え、第5期計画では、新たに小規模多機能型居宅介護の整備と24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの導入に向けて検討します。

また、通所系・居住系サービスについては、原則として日常生活圏域ごとに偏りなく整備し、介護が必要になっても住み慣れた地域とのつながりを持ちながら、暮らせるための支援を行います。

【第5期計画整備方針】

- ・ 認知症対応型通所介護：高齢化の進展に伴う認知症高齢者への対応及び家族支援の観点から、各圏域同程度となるよう、西部圏域での施設整備を見込みます。
- ・ 小規模多機能型居宅介護：第4期計画では各圏域2施設、計8施設を見込みましたが、東京都全体の整備の進捗等に鑑み、各圏域1施設、計4施設の整備へと変更します。
- ・ 認知症高齢者グループホーム：小規模多機能型居宅介護との併設を原則とし、各圏域ごとに1施設（2ユニット）ずつの整備を見込みます。
- ・ 小規模介護老人福祉施設：第4期計画では2施設の整備を見込みましたが、平成24年度に介護老人福祉施設が1施設整備されることを受けて、第5期計画では整備しないこととします。
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス：重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、事業者の協力のもとで、導入に向けて検討します。

第2章 介護保険事業の見込み

1 被保険者数

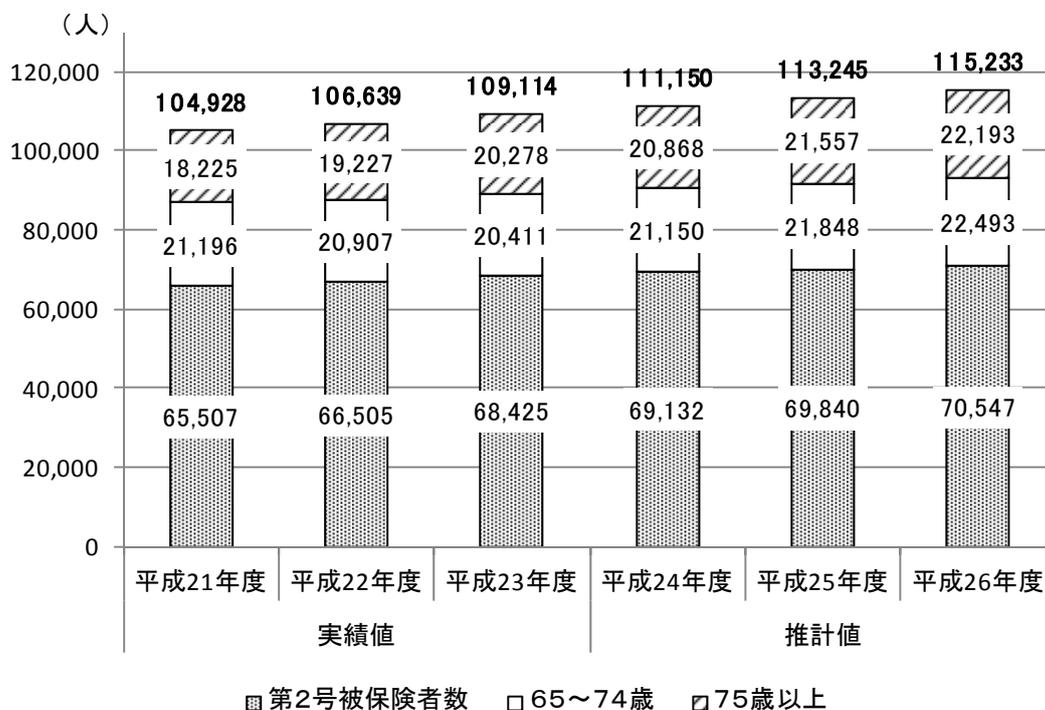
西東京市の第1号被保険者数は、平成23年度(10月1日現在)の40,689人から平成26年度(第5期計画期間の最終年度)には、44,686人と10%程度の増加を見込みます。

図表 27 被保険者数の推移

(人)

	実績値			推計値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総数	104,928	106,639	109,114	111,150	113,245	115,233
第1号被保険者数	39,421	40,134	40,689	42,018	43,405	44,686
65～74歳	21,196	20,907	20,411	21,150	21,848	22,493
75歳以上	18,225	19,227	20,278	20,868	21,557	22,193
第2号被保険者数	65,507	66,505	68,425	69,132	69,840	70,547

推計値については現段階での数値であり、今後変更する場合があります。



2 認定者数

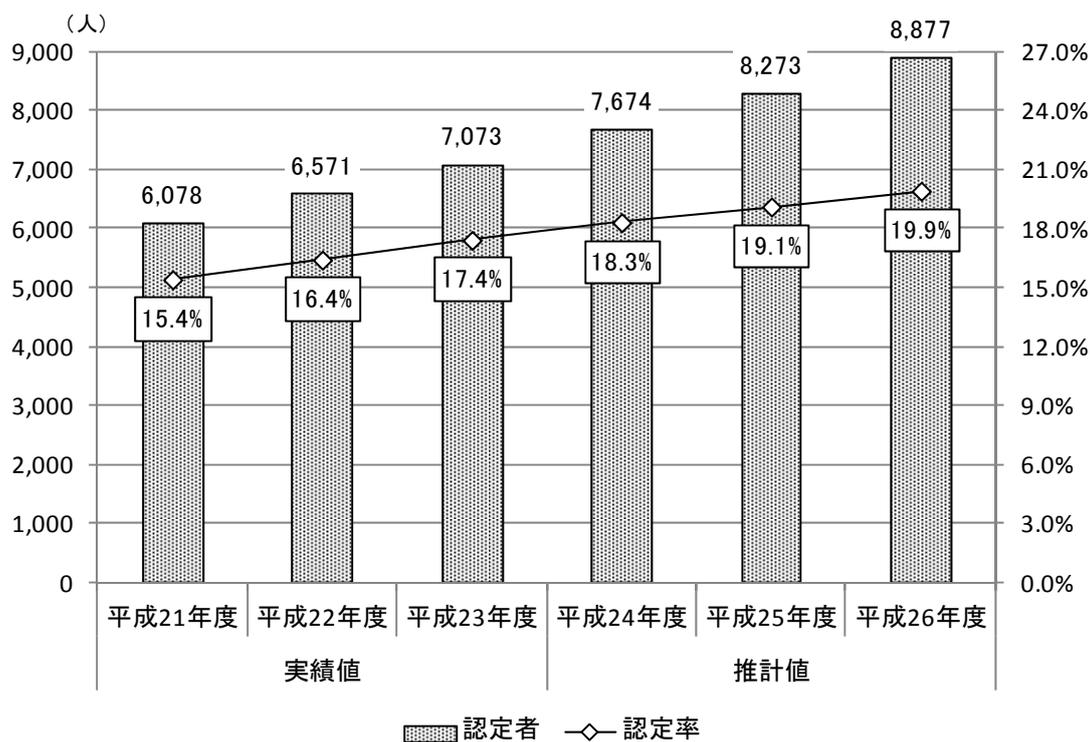
認定者数は、平成23年度（10月1日現在）の7,073人から平成26年度には、8,877人と26%程度の増加が見込まれています。

認定率（対第1号被保険者数）を見てみると、年々増加傾向を示しており、平成25年度には19%を超える見込みとなっています。

図表28 認定者数の推移

	実績値			推計値		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認定者数	6,078	6,571	7,073	7,674	8,273	8,877
要支援1	684	820	882	957	1,032	1,107
要支援2	765	857	820	890	959	1,029
要介護1	1,179	1,310	1,476	1,601	1,726	1,852
要介護2	1,080	1,062	1,237	1,342	1,447	1,552
要介護3	824	873	884	959	1,034	1,109
要介護4	769	766	802	870	938	1,007
要介護5	777	883	972	1,055	1,137	1,220
認定率(%)	15.4	16.4	17.4	18.3	19.1	19.9

推計値については現段階での数値であり、今後変更する場合があります。



第3章 介護保険財政と第1号被保険者保険料

1 介護保険財政

(1) 介護保険事業費

西東京市では、第5期計画期間の今後3年間にわたり、高齢者、要介護認定者数の増加に伴い、保険給付費も同様に増加することが見込まれます。

また、現在厚生労働省が所管する社会保障審議会の介護給付費分科会で平成24年度以降の介護報酬の検討が進められています。

(2) 財源構成

事業費の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・都・西東京市の負担金によって構成されています。

第1号被保険者の負担割合としては、第4期計画は20%でしたが、第5期計画では、第1号被保険者の増加により21%になることが予定されています。それに伴い、第2号被保険者の負担割合も29%となります。

なお、第2号被保険者の介護保険料は加入している医療保険ごとに決まり、医療保険料と一括で徴収されます。

各医療保険者は、第2号被保険者の数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金（支払基金）に納付し、支払基金は、全国の医療保険者から集めた納付金を各介護保険者に交付するしくみとなっています。

2 第1号被保険者保険料

各期の介護保険料は計画期間3年間のサービス利用量を見込み、これに見合う保険料収入が得られるように設定されています。

ここで西東京市の保険料設定の経緯と現状をふまえ、今後の基本的な考え方を整理します。

(1) 第1号被保険者保険料の現状と推移

西東京市の第1号被保険者の第4期計画の介護保険料は12段階制、基準月額3,958円で、全国平均4,160円よりも低い金額となっています。

図表 29 西東京市の介護保険料段階別保険料

所得段階	対象者	保険料率	第4期 保険料額
第1段階	生活保護の受給者および老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	0.43	20,400円 1,702円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.43	20,400円 1,702円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	0.68	32,200円 2,692円
特例4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税の人であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.88	41,700円 3,484円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税され、本人は住民税非課税であって、本人の前年の課税対象となる年金収入額と合計所得金額の合計が80万円より高い方	1.00 (基準額)	47,400円 3,958円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	54,600円 4,552円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	59,300円 4,948円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	71,200円 5,937円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.70	80,700円 6,729円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	1.80	85,400円 7,125円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	1.90	90,200円 7,521円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.00	94,900円 7,916円

※1 保険料額の上段は年額、下段は月額。

※2 保険料額は年額で決定するため、月額はあくまで目安であり実際の徴収額とは異なる。

介護保険料の推移をみると、第1期計画から第3期計画までで約1,000円程度上昇しています。第4期計画の介護保険料は、本来の基準月額が4,380円程度となる見込みでしたが、介護給付費準備基金並びに介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用することにより、第3期計画と同額となりました。

図表 30 西東京市の介護保険料基準月額の推移

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画
基準月額	2,921円	3,281円	3,958円	3,958円
増減額	—	+360円	+677円	±0円
増減割合	—	+12.3%	+20.6%	±0%

国においては、要介護認定者の増加、施設整備等の影響により、第5期計画の介護保険料基準月額は、全国平均で5,000円を超えると見込んでいます。

西東京市においても、平成24年度新たに介護老人福祉施設（1施設）及び介護老人保健施設（2施設）が市内に整備されることなどにより、第5期計画の介護保険料の上昇が見込まれます。

（2）第1号被保険者保険料設定の基本的考え方

西東京市の保険料の設定にあたっては、下記の考え方にもとづき検討を進めます。

①負担能力に応じた保険料の段階設定

西東京市では、第1段階から第3段階までの非課税層で保険料率を低く設定し、低所得層への配慮を行ってきました。

また、税制改正に伴う配慮として創設された激変緩和措置の終了に伴う保険料負担の増加を軽減する特例第4段階の設定を行ったほか、5段階以上の課税層についても国の基準より細分化し、負担能力に対応したきめ細かい段階設定を行いました。

第5期計画においても引き続きこの考え方を継続するとともに、第3段階を細分化して特例第3段階の新設を検討します。

②介護給付費準備基金の取り崩し

第1号被保険者の保険料は、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬとされており、各保険者では中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護給付費準備基金を設置しています。

第4期計画の保険料設定にあたっては介護給付費準備基金を活用して保険料の上昇を抑制しましたが、第5期計画においてもこの基金を活用し、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。

③財政安定化基金の取り崩し

介護保険法の改正により、都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことが可能となり、取り崩した額の3分の1に相当する額が市区町村に交付されることとなりました。

財政安定化基金の交付を受けて、第1号被保険者の保険料の上昇の抑制を図ります。